下水道使用料も統

## 進む老朽化

なく使っている水。けれども、も ちの生活に欠かすことができないも なります。このように、水は、私た し、水が出なくなると大変なことに 炊事、洗濯、風呂など、普段何気

設後40年が経過する老朽管は33㎞も 備や老朽管の改修を行っています。 があり、市は計画的に水道施設の整 る水道管のうち、今後10年間で、敷 安定して届けるためには、水道管や 使うことができ、そして、蛇口まで 水道施設を適切に維持管理する必要 この水を皆さんが、毎日安心して しかし、現在、市内に敷設してい

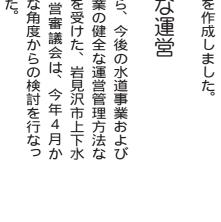
> かなければなりません。 ていくことから、順次整備をしてい あり、その後もさらに老朽管が増え

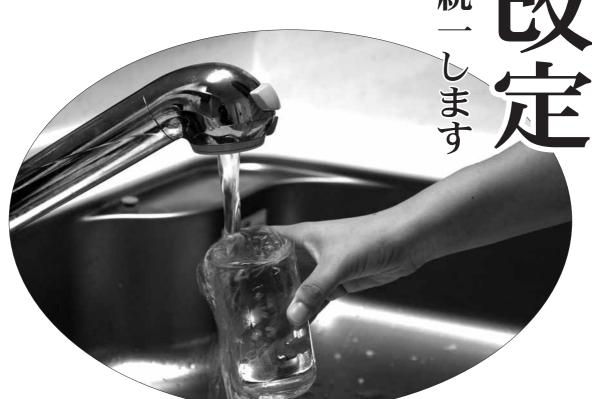
うため、平成21年度からの10年間 整備計画を作成しました。 や水道施設の耐震化対策などを行う に、乃億円を投じて、老朽管の更新 そこで市は、これらを計画的に行

## 健全な運営

てきました。 どの諮問を受けた、岩見沢市上下水 ら、様々な角度からの検討を行なっ 道事業運営審議会は、今年4月か 下水道事業の健全な運営管理方法な 市長から、今後の水道事業および

そして、7月、事業の健全な運営





## 新しい水道料金

### 家事用

平成 21年3月まで)

	岩見沢地区 (税別)	北村地区 (税込)	栗沢町地区 (税込)
基本水量と 料 金	7 ㎡ 700 円	8 ㎡ 1,680 円	9 ㎡ 1,701 円
1 ㎡につき 超過使用料	150 円	262 円	210 円



は成立し得ないものであることか 識に基づき、使用者の負担なくして 打ちされるところが大であるとの認 な執行には現行水道料金の改定に裏 が不可欠として、「整備計画の着実 事業統合等に向けた整備計画の実施 のためには、送・配水管整備および

した結果、次世代を担う子どもたち

負担を残さないようにするため

いなかった下水道使用料も、

現在の

水道事業の財政収支の見通しを推計 必要な費用を確保するため、将来の この答申を受け、市はその整備に



#### 平成 21年4月から

	基	本	基本水量を超える1㎡
水	量	税別料金	につき税別超過料金
7 m 840		840 円	180 円



## 家事用以外

平成 21 年 3 月まで

	岩見沢地区(税別)				北村地区 (税込)				栗》	尺町地[	区(税	込)				
	業務用	浴場用	臨時用	業務用	営業用	農業用	工業用	大 衆 浴場用	育苗用	臨時用	営業用	事 務 用	農 畜 産業用	工場用	浴場用	臨時用
基本水量と料金	10㎡ 1,250 円	100 ㎡ 6,000 円	5 ㎡ 2,400 円	8 m <sup>2</sup> ,016	10㎡ 2,940 円		100 ㎡ 18,900 円		1 m³ Z	1 m³ C	9㎡ 1,911 円	9 ㎡ 1,827 円	30 ㎡ 2,604 円	30 ㎡ 2,604 円	30 ㎡ 2,079 円	9 ㎡ 2,625 円
1 ㎡につき超過料金	205 円	60 円	360 円	262 円	241 円	236 円	252 円	236 円	つき 262 円	つき 630 円	210 円	210 円	157 円	157 円	<b>73</b> 円	262 円

■■の用途は、 4月から業務用へ。



#### 平成 21年4月から

	用途	基	本	基本水量を超える1㎡
		水量	税別料金	につき税別超過料金
	業務用	10 m³	1,500 円	246 円
	浴場用	100 m³	7,200 円	72 円
	臨時用	5 m³	2,880 円	432 円



にも、 28年ぶりに水道料金の改定を行うこ との結論に至り、昭和55年度以来、 料金改定を含めた収益が必要

との答申を行いました。

ら、早期の料金改定が必要である」

で岩見沢、北村、栗沢で統 これま 一されて

ととしました。 また、この改定に併せて、

明会で、水道・下水道事業、 で市民説明会を行いました。 この説 市は料金改定に向け、 市内10か所 とりわ

岩見沢地区の使用料に統一します。



## 新しい下水道使用料

### 家事用

現在の岩見沢地区に統一

平成 21 年 3 月まで

	北村地区(税込)	栗沢町地区(税込)
基本水量と 使 用 料	8 ㎡ 1,176 円	9 ㎡ 1,285 円
1 ㎡につき 超過使用料	147 円	142 円



#### 平成 21 年 4 月から

	1	基本	基本水量を超える1㎡に			
水	量	税別使用料	つき税別超過使用料			
7 m³		964 円	8 ~ 20 m³			
/	/ 111	904 🗇	21 m³ ~	213 円		

## 家事用以外

平成 21 年 3 月まで

	北	村地区(税)	栗沢町地区(税込		
	業務用	営業用	大 衆 浴場用	営業用・ 事務所用	浴場用
基本水量と 使 用 料	8 ㎡ 2,184 円	10 ㎡ 2,730 円	100 ㎡ 27,300 円	9 m³ 1,285 円	1 ㎡につき
1 ㎡につき 超過使用料	189 円	189 円	273 円	142 円	26 円

の用途は、4月から業務用へ。

#### 平成 21 年 4 月から

用途	基	本	基本水量を超える1㎡
用途	水 量	税別使用料	につき税別超過使用料
光数田	<b>10</b> m³	1,828 円	11 ~ 50 m 245 円
業務用			51 m²~ 321 円
浴場用	<b>100</b> m³	2,000 円	20 円
臨時用	5 m³	1,375 円	275 円

け水道事業の、 水道料金・下水道使用料の改定を提 解を求めてきました。 に掲げた整備計画の考え方、 と災害に強い水道づくりを重点目標 に、料金改定の必要性を説明し、 そして、9月に行われた市議会に 議決されました。 老朽管の適切な更新 並 び 理

h 産である水道施設をこれからも安全 きるよう、また、かけがえのない財 皆さんが、快適に暮らすことがで

を行なっていかなければなりませ

適正な維持管理と、適切な施設更新

たって続けるためには、水道施設の

毎日蛇口からあたりまえのように

出る水。 で、とても大切な水 この水の安定した供給を将来にわ されど、暮らしていく上

備を進めていきます。 はこれからも計画的な水道施設の で安心して使い続けられるよう、 かけすることになりますが、 ます。市民の皆さんには、 とご協力をお願いします。 料金改定は、来年の4月から行 負担をお ご 理 市

合先

# 市水道部業務課

問

#### 家庭で、1か月に15㎡使用した場合 このように変わります

### 改定前

4,426 円 岩見沢地区 水道料金 1,995 円 下水道使用料 2,431 円

北村地区 5,719 円 水道料金 3,514 円 下水道使用料 2,205 円

栗沢町地区 5,098 円 水道料金 2,961 円 2,137 円 下水道使用料

#### 改定後

合計 4,825 円 水道料金 2,394 円 下水道使用料 2,431 円

- 岩見沢地区 水道、下水道で399円の増
- 北村地区 水道、下水道で894円の減
- 栗沢町地区 水道、下水道で 273 円の減